

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん

高校生等奨学給付金（国公立）

申請の手引き

令和 7 年度 通常申請（専攻科）

◆ 1 申請者

生計維持者

生計維持者とは、原則父母のことです。

※生計維持者となる父母が両方とも存在しない場合は、生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）。

※生計維持者、主たる生計維持者、成年後見人のいずれも存在しない場合は、生徒本人。
（高等学校等専攻科修学支援金に準じます。）

◆ 2 認定基準日

令和 7 年 7 月 1 日（状況確認日）

◆ 3 提出締切

令和 7 年 7 月 日

※締切は在学する高等学校等に確認してください。
※高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

◆ 4 給付時期

10月中旬頃～翌年 1 月頃

審査の終わったものから順次振り込みます。
（兄弟姉妹が同時期に振り込まれるとは限りません。）

◆ 5 提出先・問い合わせ先

- ・ **県内**の高等学校等に在学している場合・・・ 在学する高等学校等
- ・ **県外**の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当

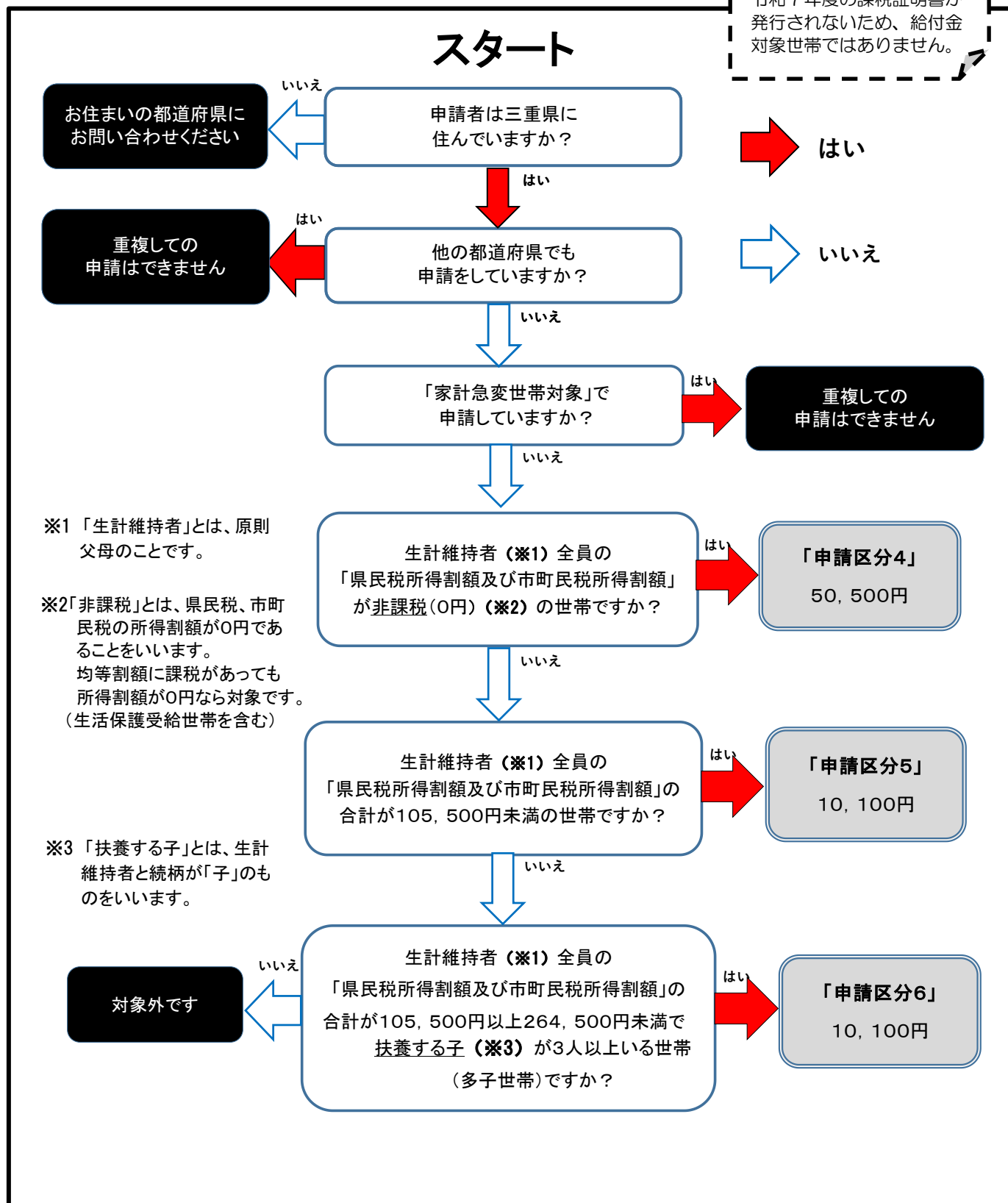
電話 059-224-2827（受付 平日 8:30～17:00）

※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

◆6 申請区分の確認

- ・世帯の状況により、提出する書類が異なります。
- ・申請区分4から6のいずれの申請区分に該当するかを確認してください。

令和7年1月1日時点で生計維持者(※1)のいずれかが海外に居住している場合は、令和7年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。



※ 給付回数は、専攻科は2回（修業年限が1年の場合は1回）を上限とします。

※ ご不明な場合は、お問い合わせください。

◆7 提出する書類 (A4の用紙サイズにあわせてください。)

《高等学校等専攻科》

申請区分4 50,500円

- ① 申請書 (様式1-4)
- ② 給付金の振込について
(様式1-4別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (下段の★1を確認してください)
- ⑤ 令和7年度の課税状況が確認できる書類
(下段の★2を確認してください)
- (⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分5 10,100円

- ① 申請書 (様式1-4)
- ② 給付金の振込について
(様式1-4別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (下段の★1を確認してください)
- ⑤ 令和7年度の課税状況が確認できる書類
(下段の★2を確認してください)
- (⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分6 10,100円

- ① 申請書 (様式1-4)
- ② 給付金の振込について
(様式1-4別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (下段の★1を確認してください)
- ⑤ 令和7年度の課税状況が確認できる書類
(下段の★2を確認してください)
- (⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)
- ⑦ 扶養親族申告書 (様式9)



★1「住民票」は、申請書の【2.申請者（生計維持者）】及び【3.申請者以外の生計維持者】に記入した人（両方）、【4.対象となる高校生等】の提出が必要です。

必ず「世帯主」「続柄」が記載されたものにしてください。

★2「令和7年度の課税状況が確認できる書類」は申請書の【2.申請者（生計維持者）】及び【3.申請者以外の生計維持者】に記入した人（両方）の提出が必要です。

課税証明書、非課税証明書、生活保護受給証明書等を提出してください。

※申請書裏面の理由欄に当てはまらない場合は、生計維持者（父母）2名分が必要です。

▼申請書類は番号順にし、左上をステープルでとめてください。

▼提出前に、申請書類の書き間違い・記入漏れ・必要書類の不備等がないかをもう一度確認しましょう!!

(不備があると、給付が遅れる原因になります。)

▼振込口座は忘れないようにメモをしておいてください。

(裏面の注意点もご覧ください)

◆8 提出する書類の注意点

提出する書類の番号・書類	注意点
① 申請書 様式 1-4 (通常申請 専攻科)	・ 黒ボールペンで記入してください。 こすると消せるペン、消えるペンは使わないでください。 ・ 訂正する際は二重線を引いてください。 修正テープや修正液は使わないでください。 ・ 住民票住所欄は、略さずに住民票どおり正確に記入してください。
④ 住民票 ※交付日が認定基準日 (令和7年7月1日) 以降のものが必要！	・ 生計維持者全員分(申請書の【2.申請者(生計維持者)】及び【3.申請者以外の生計維持者】に記入した人のもの)と【4.対象となる高校生等】のもの ・ 世帯主、続柄が記載されたもの(本籍、筆頭者は不要) ・ 個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ※ <u>市役所、町役場等で発行されたまま、取り外さずに提出してください。取得した枚数すべての提出が必要です。</u> ※ 住民票については、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等をご確認ください。
⑤ 課税状況が確認できる書類 課税証明書等 (令和7年度)	・ 生計維持者全員分(申請書の【2.申請者(生計維持者)】及び【3.申請者以外の生計維持者】に記入した人のもの)のもの ※ <u>市役所、町役場等で取得し、提出してください。</u> ※ 税の未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可 ※ 課税証明書等については、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等をご確認ください。 申請区分4 非課税世帯 <u>令和7年度</u>の「道府県民税の所得割額及び市町民税の所得割額」が非課税(0円)であることが確認できるもの(課税額が***表示のものは不可) 申請区分5 生計維持者全員の「県民税所得割額及び市町民税所得割額」の合計が105,500円未満の世帯 申請区分6 生計維持者全員の「県民税所得割額及び市町民税所得割額」の合計が105,500円以上264,500円未満で、扶養する子が3人以上いる世帯 <u>令和7年度</u>の道府県民税の所得割額及び市町民税の所得割額が確認できるもの
⑥ 在学証明書(様式5) ※県内の高校生等は不要です	次の場合のみ提出が必要です。 県外の高校生等 ・ <u>認定基準日(令和7年7月1日)現在</u>の在学を確認できるもの ・ 様式5と同様の内容が確認できれば、任意の様式の在学証明書でも可 ※ 在学校で取得してください。 ※ 県内の高校生等や兄弟姉妹の分は不要です。
⑦ 扶養親族申告書(様式9) ※対象者のみ	次の場合のみ提出が必要です。 申請区分6「県民税所得割額及び市町民税所得割額」の世帯の合計が105,500円以上264,500円未満で、扶養する子が3人以上である世帯(多子世帯) ・ 必要事項を記入の上、証明書類を添付して提出してください。 該当する場合は、在学校か教育委員会にお問い合わせください。

※ 申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※ 高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。ただし、兄弟姉妹がいずれも国公立の高校生等の場合に限り、住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し(原本を提出した学校名・名前を明記)の提出でかまいません。